

蕪崎市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画（第10期）策定懇話会 資 料

開催日：令和8年8月6日（木）

【資料内容】

1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）
策定のためのアンケート調査の結果について
2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）
策定スケジュール（案）について

＜参考＞ 基本指針について（厚生労働省）

1. アンケート調査の結果について

< 概要 >

1. 調査の目的

本調査は、「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の策定にあたり、高齢者の生活実態や要望・課題と、介護保険サービス提供事業者のサービス提供状況や事業展開の意向等を把握する基礎資料とするために実施した。

2. 調査の内容

（1）第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ◎ 本調査に回答いただく方について | ◎ 対象者ご本人について |
| 1. 対象者のご家族や生活状況について | 2. からだを動かすことについて |
| 3. 食べることについて | 4. 毎日の生活について |
| 5. 地域での活動について | 6. 就労について |
| 7. たすけあいについて | 8. 健康について |
| 9. 認知症にかかる相談窓口の把握について | |
| 10. 市が実施している高齢者福祉施策や介護予防施策について | |

（2）在宅介護実態調査

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ◎ 本調査に回答いただく方について | |
| 1. A票：対象者ご本人について | 2. B票：主な介護者の方について |

（3）介護保険サービス提供事業者意向調査

3. 調査の設計

（1）第1号被保険者（65歳以上の方）の意向調査

対 象 者：要介護認定を受けていない65歳以上の方
標 本 数：2,497人
調査方法：郵送配布－郵送またはWEB回収
調査期間：令和7年12月5日～12月26日

（2）在宅介護実態調査

対 象 者：要支援・要介護認定を受け、自宅で介護を受けている方
標 本 数：830人
調査方法：郵送配布－郵送またはWEB回収
調査期間：令和7年12月5日～12月26日

(3) 介護保険サービス提供事業者意向調査

対 象 者：介護保険サービスの提供事業者

標 本 数：24 件

調査方法：郵送配布－郵送または WEB 回収

調査期間：令和 7 年 12 月 5 日～12 月 26 日

4. 回収結果

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の意向調査	2,497 人	1,601 人	64.1%
在宅介護実態調査	830 人	443 人	53.4%
介護保険サービス提供事業者意向調査	24 件	13 件	54.2%

【参考／前回（9 期計画時）回収結果】

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の意向調査	2,500 人	1,620 人	64.8%
在宅介護実態調査	817 人	441 人	54.0%
介護保険サービス提供事業者意向調査	24 件	18 件	75.0%

韮崎市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第10期)策定のための
アンケート調査結果概要版

【令和4年度調査(第9期計画策定時)と令和7年度調査(第10期計画策定時)の経年比較】

I 第1号被保険者(65歳以上の方)意向調査 結果概要

有効回収数:令和4年度 n=1,620/令和7年度 n=1,601

1 心身の状態と自立・介護予防について

問 10 転倒に対する不安

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
とても不安である+やや不安である	57.6	59.4	+1.8
あまり不安でない+不安でない	41.6	38.7	▲2.9

- 転倒への不安を感じている方(「とても」+「やや」)は約6割にのぼり、前回よりわずかに増加しています。
- 在宅生活を継続するうえで転倒予防は最重要テーマの一つであり、通いの場や運動教室等の一層の周知・参加促進が求められます。

問 69 「フレイル」という言葉の認知度

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
知らない	53.8	39.7	▲14.1
内容まで知っている+聞いたことはある	43.3	53.8	+10.5

- 「フレイル」を知らない方は前回53.8%から今回39.7%へ約14pt減少し、認知度は着実に向上しています。
- 認知度の向上を実際の予防行動(運動・栄養・社会参加)につなげる次のステップとして、実践的な介護予防事業の周知強化が課題です。

問 70 介護予防への取組状況

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
意識して取り組んでいる	30.7	26.4	▲4.3
興味はあるが具体的な取組み方がわからない	18.6	19.6	+1.0
興味・関心は特にない	8.1	7.1	▲1.0

- 「意識して取り組んでいる」方が減少する一方、「関心はあるが具体的な取組み方がわからない」方は横ばいで約 2 割存在します。

問 12 昨年と比べた外出回数の変化

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
とても減っている+減っている	36.1	23.8	▲12.3
あまり減っていない+減っていない	62.9	74.3	+11.4

- 外出回数が「減っている」方の割合は前回より 12pt 改善し、コロナ禍からの回復や活動再開が背景にあると考えられます。
- 外出行動は改善傾向にありますが、後述の「趣味・生きがい」の低下と合わせて見ると、外出の「量」は戻っても「質」(楽しみを伴う外出)は十分でない可能性があります。

2 生きがい・社会参加について

問 38・問 39 趣味・生きがいの有無

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
趣味あり	69.4	60.0	▲9.4
生きがいあり	60.0	49.9	▲10.1

○「趣味あり」「生きがいあり」と回答した方が、いずれも前回から約 10pt 減少しています。

問 44⑤ 介護予防の通いの場(いきいき貯筋クラブ等)への参加状況

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
参加していない	83.0	62.7	▲20.3
参加している(各頻度合計)	6.6	6.5	▲0.1

○ 通いの場への参加率はほぼ横ばいであり、「参加していない」方が 6 割を超えています。

○ 依然として多数を占める非参加層への働きかけ(送迎支援、情報周知等)が引き続き必要です。

問 45 地域の健康づくり・趣味活動への参加意向(参加者として)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
参加したくない	29.0	26.5	▲2.5
是非参加したい+参加してもよい	61.7	63.6	+1.9

○「参加者として」であれば約 6 割が前向きな意向を示しています。

問 46 地域の健康づくり・趣味活動への参加意向(企画・運営の担い手として)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
参加したくない	49.3	49.4	+0.1
既に参加している+是非参加したい	6.2	7.1	+0.9

○「企画・運営の担い手」になりたくない方は約半数で高止まりしています。

3 認知症に関する意識・支援ニーズについて

問 61 認知症に関する相談窓口の認知度

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
知っている	28.3	28.9	+0.6
知らない	68.6	67.6	▲1.0

【解説】相談窓口を「知らない」方が約 7 割にのぼり、前回とほぼ横ばいです。

問 64 認知症になっても自宅で住み続けるために必要なもの (令和7年度新設)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
訪問介護・看護サービス	—	67.1	新設
家庭内での介護者の支援	—	64.6	新設
介護保険制度などの公的支援の充実	—	59.0	新設
本人の意思や希望を尊重したケア	—	41.4	新設

- 今回新設の設問では「訪問介護・看護サービス」「家庭内での介護者の支援」がともに 6 割を超え、最も高いニーズとなっています。
- 在宅生活継続のカギとして、訪問系サービスの基盤整備と家族介護者への支援の両輪が求められていることが読み取れます。

問 66 市の認知症対策として今後重点を置くべきこと
(令和7年度新設・上位 3 項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
家族や介護者への支援制度の充実	—	61.3	新設
早期発見・早期診断のための体制の整備	—	46.0	新設
介護人材の増加と能力向上	—	21.0	新設

○「家族・介護者支援制度の充実」が最も強く求められており、家族支援策の拡充が課題となっています。

4 家族介護・人生の最終段階の希望について

問 42 人生の最期の迎え方について家族との話し合い

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
話し合ったことはない	47.7	50.2	+2.5
話し合ったことがある＋十分に話し合っている	50.6	46.9	▲3.7

○ 家族と話し合ったことが「ない」方が半数を超え、前回より増加しています。

問 41 人生の最期を過ごしたい場所の希望

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
自宅で最期まで療養したい	42.2	39.5	▲2.7
施設に入所して最期を迎えたい+医療機関に入院して最期を迎えたい	25.9	26.4	+0.5
わからない	29.9	30.9	+1.0

- 「自宅で最期まで」との希望は依然として最多ですが減少傾向にあり、「わからない」という回答も増えています。

5 介護保険制度・サービス基盤への要望について

問 67 介護保険制度をよりよいものにするために必要な対策(上位 3 項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
在宅での介護を支えるための施策の充実	57.7	59.8	▲2.1
特別養護老人ホームなどの入所施設の増設	42.7	48.0	+5.3
介護保険サービスを担う人材の育成及びその資質向上	31.3	37.2	+5.9

- 「入所施設の増設」「人材育成」への要望が前回よりそれぞれ 5pt 前後増加しており、施設整備と人材確保への関心が高まっています。

問 73 自身に介護が必要となった場合の希望

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
最低限のサービスを使いながら自宅で自立して生活したい	40.1	34.7	▲5.4
できるだけ介護・福祉サービスを使いながら自宅で生活したい	33.5	32.5	▲1.0
施設への入所等を希望	11.0	11.7	+0.7

- 在宅継続を希望する方が引き続き多数ですが、いずれの在宅系選択肢も微減しており、施設希望との差が徐々に縮まっています。

6 調査結果から見た主な課題(まとめ)

- 外出行動は改善傾向にあるが、「趣味・生きがい」の実感は低下しており、生活の質を高める社会参加の場づくりが必要
- フレイルの認知度は向上したが、実際の予防行動への転換が課題(「関心はあるが取り組み方がわからない」層への対応)
- 介護予防の通いの場への参加はほぼ横ばいであり、依然 6 割超が「参加していない」
- 地域活動の「参加者」意向は高い一方、「企画・運営の担い手」への意向は約半数が消極的で、担い手不足が構造的な課題
- 認知症の相談窓口の認知度は長期的に伸び悩んでおり、周知強化が必要
- 認知症になっても住み続けるためには「訪問系サービス」と「家族介護者支援」への期待が最も高い
- 人生の最終段階に関する家族との話し合いは進んでおらず、ACP(人生会議)の普及啓発が課題
- 施設整備・介護人材確保への市民要望が強まっている

Ⅱ 在宅介護実態調査 結果概要

対象：要介護(要支援)認定を受けている方とその主な介護者 有効回収数：令和4年度 A票 n=441／令和7年度 A票 n=443(主な介護者：R4 n=296、R7 n=322)

1 世帯の状況と在宅生活の継続について

問 1 世帯類型

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
単身世帯	32.2	36.6	+4.4
夫婦のみ世帯	29.5	26.2	▲3.3

- 要介護認定者のいる世帯のうち「単身世帯」が前回より 4.4pt 増加し、約 4 割に迫っています。

問 2 施設等への入所・入居の検討状況

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
入所・入居を検討している	20.2	22.1	+1.9
すでに入所・入居申し込みをしている	20.9	20.3	▲0.6
入所・入居は検討していない	55.3	52.4	▲2.9

- 施設等への入所・入居を「検討している」「すでに申し込んでいる」を合わせた割合は約 4 割強で、前回とほぼ同水準です。
- 在宅か施設かの選択は大きく変化していませんが、単身世帯の増加を踏まえると、在宅継続を支える体制整備の重要性は一層高まっています。

2 介護保険サービスの利用状況について

問 4 介護保険サービスの利用有無(直近 1 か月)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
利用した	83.0	67.5	▲15.5
利用していない	15.6	19.2	+3.6

- 介護保険サービスを「利用した」方の割合が前回 83.0%から今回 67.5%へ大きく減少しています(無回答が1.4%→13.3%に増加した影響も大きいと考えられる)。

問 4-5 介護保険サービスを利用していない理由

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
現状では、サービスを利用するほどの状態ではない	30.4	42.4	+12.0
家族が介護をするため必要がない	23.2	18.8	▲4.4
本人にサービス利用の希望がない	23.2	16.5	▲6.7

- 「現状では利用するほどの状態ではない」が 42.4%と最多で、前回より 12pt 増加しています。
- 軽度者層で「まだ必要ない」という判断が増えている可能性があり、将来的な重度化予防の観点から早期のサービス利用勧奨も検討材料となります。

問 4-3 現在利用している介護保険サービスへの満足度

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
満足している+やや満足している	68.9	75.6	+6.7
満足していない	1.9	4.0	+2.1

- サービス利用者の満足度(「満足」+「やや満足」)は約 76%へ改善しています。

3 今後の在宅生活継続に必要な支援について

問 6 今後の在宅生活継続に必要と感じる支援・サービス(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
特になし	16.6	28.9	+12.3
外出同行(通院、買い物など)	34.9	22.3	▲12.6
移送サービス(介護・福祉タクシー等)	30.4	22.8	▲7.6
配食	23.8	21.0	▲2.8

- 「特になし」の回答が16.6%から28.9%へ大きく増加する一方、外出同行・移送サービスへの要望は低下しています(前回調査に比べ、回答者の要介護度が全体的に低めであったことも影響していると考えられる)。

問 11 介護保険制度をよりよいものにするために必要な対策(上位3項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
在宅での介護を支えるための施策の充実	52.6	44.5	▲8.1
特別養護老人ホームなどの入所施設の増設	53.7	49.9	▲3.8
介護保険サービスを担う人材の育成及びその資質向上	37.4	38.1	+0.7

- 「在宅支援施策の充実」「入所施設の増設」への要望はいずれもやや低下していますが、依然として上位を占めています。
- 「人材育成」への要望は微増しており、介護現場を支える担い手不足への危機感が要介護者家族の間でも強まっていることがうかがえます。

4 家族・親族による介護の状況について

問 12 家族・親族からの介護頻度(週あたり)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
ほぼ毎日ある	47.4	47.0	▲0.4
週に1～2日ある	7.0	13.3	+6.3
ない	20.0	17.4	▲2.6

- 「ほぼ毎日」介護している家族は約半数と高水準が続いており、家族介護の負担は依然重いままです。

問 13 介護を理由とした離職の状況(過去1年)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	67.6	68.3	+0.7
主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	10.5	9.6	▲0.9

- 介護離職の割合は前回とほぼ同水準で、依然として約1割の主な介護者が離職を経験しています。

問 16 主な介護者の年齢

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
60代	32.4	32.6	+0.2
70代	16.9	18.0	+1.1
80歳以上	14.2	17.4	+3.2

- 70代以上の主な介護者を合計すると約35%を占め、前回より上昇しています。

5 主な介護者の負担・仕事との両立について

問 18 現在の生活継続にあたって主な介護者が不安に感じる介護(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
認知症状への対応	36.8	21.4	▲15.4
夜間の排泄	28.0	17.7	▲10.3
日中の排泄	24.0	13.4	▲10.6
特にない	4.7	11.5	+6.8

- 不安項目は全体的に減少傾向にあり、「特にない」も 6.8pt 増加していますが、無回答も大きく増えており(3.4%→28.3%)解釈には注意が必要です。

問 19 主な介護者の勤務形態

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
フルタイムで働いている	26.4	29.2	+2.8
働いていない	47.0	39.4	▲7.6

- フルタイムで働きながら介護をしている方が増加しており、仕事と介護の両立を担う方が増えていることがわかります。

問 19-3 働きながら介護を続けていけそうか(見通し)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
問題なく、続けていける	4.2	18.2	+14.0
問題はあるが、何とか続けていける	55.2	57.0	+1.8
続けていくのは、やや難しい+かなり難しい	24.5	13.3	▲11.2

- 「問題なく続けていける」が 4.2%から 18.2%へ大きく改善し、「難しい」との回答は半減しています。
- 両立支援の効果や職場環境の改善が進んでいる可能性があります、依然6割近くが「何とか」続けている状態であり、両立支援策の継続的な充実が求められます。

問 19-2 仕事と介護の両立に効果があると思う勤務先の支援(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
介護休業・介護休暇等の制度の充実	32.2	26.1	▲6.1
制度を利用しやすい職場づくり	30.8	22.4	▲8.4
介護をしている従業員への経済的な支援	30.8	21.2	▲9.6

- 両立支援ニーズは低下傾向にありますが、依然として「制度の充実」「職場づくり」「経済的支援」への要望は高いと言えます。

6 調査結果から見た主な課題(まとめ)

- 要介護認定を受けている方の「単身世帯」が増加しており、見守り・緊急時対応体制の強化が急務
- 介護保険サービスの利用率が低下傾向にあり、要因(利用控え・供給不足等)の詳細な把握が必要
- 「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」との回答が増加しており、軽度者への利用勧奨・早期関与も検討課題
- 要介護者の約半数が「ほぼ毎日」家族介護を受けており、家族介護者(ケアラー)支援の充実が引き続き重要
- 主な介護者の70代・80代以上の割合が上昇しており、「老老介護」の深刻化が明確に表れている
- フルタイムで働きながら介護をする方が増加しており、仕事と介護の両立を支える職場側の制度・環境整備への要望が根強い

Ⅲ 介護保険サービス提供事業者意向調査 結果概要

対象：市内で介護保険サービスを提供する法人 有効回収数：令和4年度 n=18／令和7年度 n=13 ※回答法人数が少ないため、割合の変化は参考値として捉える

1 事業運営・経営の状況について

問 4 市内で提供しているサービスの現状

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
提供能力にまだ余裕はあるが、最近は利用が増えている	22.2	53.8	+31.6
常にほぼフル稼働の状態である	38.9	38.5	▲0.4
提供能力に余裕があり、利用状況もほぼ横ばい・減少	33.4	7.7	▲25.7

- 「利用が増えている」と回答した事業所が22.2%から53.8%へ大きく増加し、稼働状況とあわせるとフル稼働または稼働上昇中の事業所が9割を占めます。

問 5 前年度の市内事業所における収支状況

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
やや黒字である＋大幅な黒字である	33.3	46.2	+12.9
やや赤字である＋大幅な赤字である	38.9	15.4	▲23.5
ほぼ収支が均衡している	27.8	38.5	+10.7

- 黒字と回答した事業所の割合が増加し、赤字は大きく減少しています。稼働率上昇と経営状況の改善が連動している可能性があります。
- 経営状況の改善は望ましい傾向ですが、後述の人材確保の厳しさと合わせると、稼働率向上が現場の人員負荷増につながっていないか注視が必要です。

2 介護人材の確保・育成について

問 10 法人運営で問題があると感じている点(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
専門職の確保が難しい	77.8	53.8	▲24.0
人材育成が難しい	66.7	69.2	+2.5
問題はない	0.0	15.4	+15.4

- 「専門職の確保が難しい」は改善したものの 53.8%と依然として最多の課題であり、「人材育成が難しい」は約 7 割と高止まりしています。

問 11 職員の確保状況

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
確保できている+おおむね確保できている	44.4	53.9	+9.5
あまり確保できていない+確保できていない	55.6	46.2	▲9.4

- 職員を「確保できている」とする事業所が半数を超え、前回よりやや改善しています。

問 12 職員確保における人材派遣の活用

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
活用している	38.9	53.8	+14.9

- 人材派遣を「活用している」事業所は前回の 38.9%から 53.8%へ半数を超え、増加しています。

問 13 この1年間の介護職員離職率(帯合算)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
10%未満(離職者はいないを含む)	77.8	69.2	▲8.6
10%以上	16.7	30.8	+14.1

- 離職率10%以上と回答した事業所の割合が前回16.7%から30.8%へ増加しており、離職率の高まりがうかがえます。

3 サービス提供上の課題について

問 8 利用者や家族から受けている苦情

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
特に苦情は受けていない	44.4	61.5	+17.1
サービス内容に関するもの	33.3	38.5	+5.2

- 「特に苦情は受けていない」事業所が44.4%から61.5%へ増加し、サービス提供に対する評価は総じて安定しています。

問 9 サービス提供にあたり苦慮している点(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
利用者の所への移動に時間がかかりすぎる	16.7	46.2	+29.5
利用者からのサービス内容変更の要望が多い	16.7	23.1	+6.4
利用者の都合によるキャンセルや時間変更	44.4	30.8	▲13.6

- 「利用者の所への移動に時間がかかりすぎる」が16.7%から46.2%へ約30pt増加し、最も大きな変化となっています。

問 7 サービス提供が利用者・家族の希望に対応できているか

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
十分対応できている+どちらかといえば対応できている	88.9	84.6	▲4.3
どちらかといえば対応できていない	11.1	15.4	+4.3

- 「対応できている」との回答は8割台を維持していますが、「十分対応できている」の内訳では今回30.8%へ上昇しており、質の向上もうかがえます。

4 今後の事業方針・新規参入について

問 17 現在提供しているサービスの今後の方針

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
現状維持を考えている	72.2	76.9	+4.7
事業規模の拡大を考えているものがある	22.2	7.7	▲14.5
事業規模の縮小+廃止を考えているものがある	5.6	15.4	+9.8

- 「現状維持」が8割近くを占める一方、「縮小・廃止を考えている」事業所も前回より増加しています。

問 22 新規参入時に問題になると思う点(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
スタッフを確保すること	88.9	84.6	▲4.3
利用者(顧客)を確保すること	33.3	46.2	+12.9
サービス需要の見込みがはっきりしないこと	44.4	15.4	▲29.0

- 新規参入の障壁として「スタッフの確保」が引き続き最多で、「需要の見込みがはっきりしない」との回答は大きく減少しています。
- 需要見通しの不透明感は薄れつつあるものの、人材確保という根本課題が新規参入・事業拡大の最大のボトルネックであり続けています。

5 市(保険者)への期待について

問 26 質の良いサービス提供にあたり行政に期待すること(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
菰崎市のサービス需要量や利用者ニーズの情報提供	55.6	53.8	▲1.8
高齢者福祉施策の充実	50.0	38.5	▲11.5
菰崎市の制度や施設・サービス情報の提供	44.4	30.8	▲13.6

- 「サービス需要量や利用者ニーズの情報提供」への期待が引き続き最も高く、事業者が地域の需要動向を重視していることがわかります。

問 25 保険者(市)との連携に期待すること(上位項目)

選択肢	令和4年(%)	令和7年(%)	差(pt)
サービス提供困難ケースへの指導・助言・支援	61.1	69.2	+8.1
情報提供(介護保険制度・市の高齢者福祉サービス等)	33.3	46.2	+12.9
苦情相談への指導・助言・支援	33.3	46.2	+12.9

- 困難ケースへの指導・助言や苦情相談支援への期待が増加しており、事業者が単独では対応しきれないケースが増えている可能性があります。

6 調査結果から見えた主な課題(まとめ)

- 多くの事業所で利用が増加・高稼働の状態にあり、今後の需要増を見据えた供給基盤の整備が必要
- 「専門職の確保」はやや改善したが、「人材育成の難しさ」は約 7 割で高止まりしており、質を高める育成支援が課題
- 人材派遣への依存度が増加しており、安定的な正規雇用による人材確保策の検討が必要
- 「利用者の所への移動に時間がかかりすぎる」との回答が急増しており、市域の広さに対応した移動効率化・人員配置の工夫が求められる
- 事業拡大意向が減少し、縮小・廃止を検討する事業所がわずかに増加しており、サービス供給量維持への市の支援策が重要
- 困難ケースへの指導・助言や苦情相談支援など、市による伴走型の支援への期待が高まっている

2. 韮崎市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 策定スケジュール（案）

① 令和7年度(実績)

調査				11月	12月	1月	2月	3月
各種アンケート配布・回収								
回答の入力作業								
調査結果の集計・分析								
策定懇話会				●				

主な検討内容

令和7年度	検 討 内 容 等
第1回 11月17日(月)	・計画の概要 ・アンケート調査の内容

② 令和8年度(案)

策定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護実態調査等実施・分析												
集計・分析／資料の収集・整理												
第9期計画の評価・分析												
計画内容等の検討												
各種将来推計(人数等)												
各種目標事業量の算出												
介護サービス見込量等の推計												
費用・介護保険料の推計・算定												
基本理念・重要課題の素案作成												
計画体系・骨子の作成												
計画素案の作成												
パブリックコメント												
計画書の編集・校正												
策定懇話会					●1		●2		●3		●4	
議会									議会 報告			議案
事業所訪問・ケアマネアンケート												

主な検討内容

令和8年度	検 討 内 容 等
第1回	・アンケート調査結果報告 ・計画策定について
第2回	・現行(第9期)計画の評価 ・次期(第10期)計画の体系及び骨子
第3回	・サービス見込量等・計画素案について ・パブリックコメントについて
第4回	・計画素案(パブリックコメント結果報告)について ・介護保険料(案)について

基本指針について（参考資料）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険事業（支援）計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

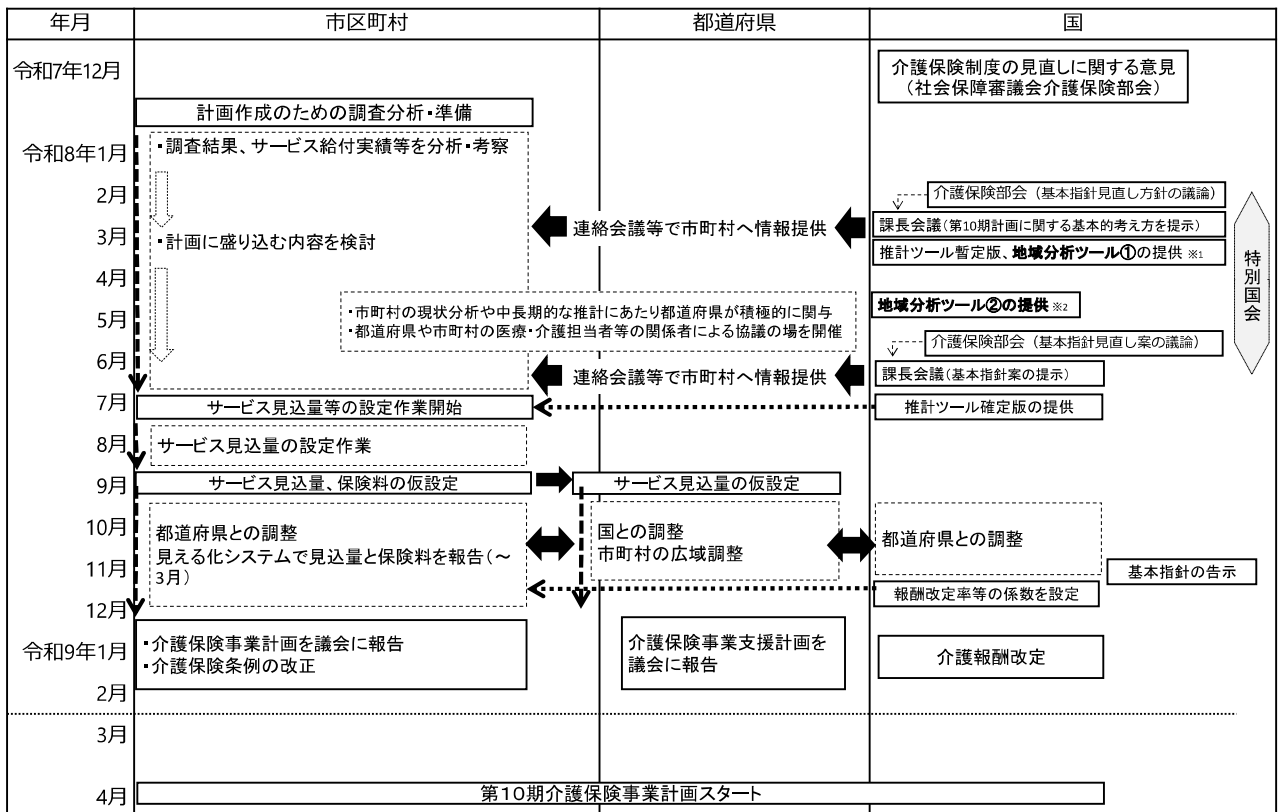
都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール（R8.6.29時点）



※1 500mメッシュ別人口データ（年代別、2050年まで5年刻み）を地図上に表示する機能の追加。
※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

2

第9期 介護保険事業（支援）計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

- 1 自立支援、介護予防・重症化防止の推進
 - 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - 4 日常生活を支援する体制の整備
 - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 中長期的な目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進
八 高齢者虐待防止対策の推進 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 十 介護サービス情報の公表 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握等
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 中長期的な推計及び第9期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための重点的に取り組むことが必要な事項
(一) 在宅医療・介護連携の推進 (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四) 地域ケア会議の推進
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 災害に対する備えの検討
- 11 感染症に対する備えの検討

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握等
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 中長期的な推計及び第9期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

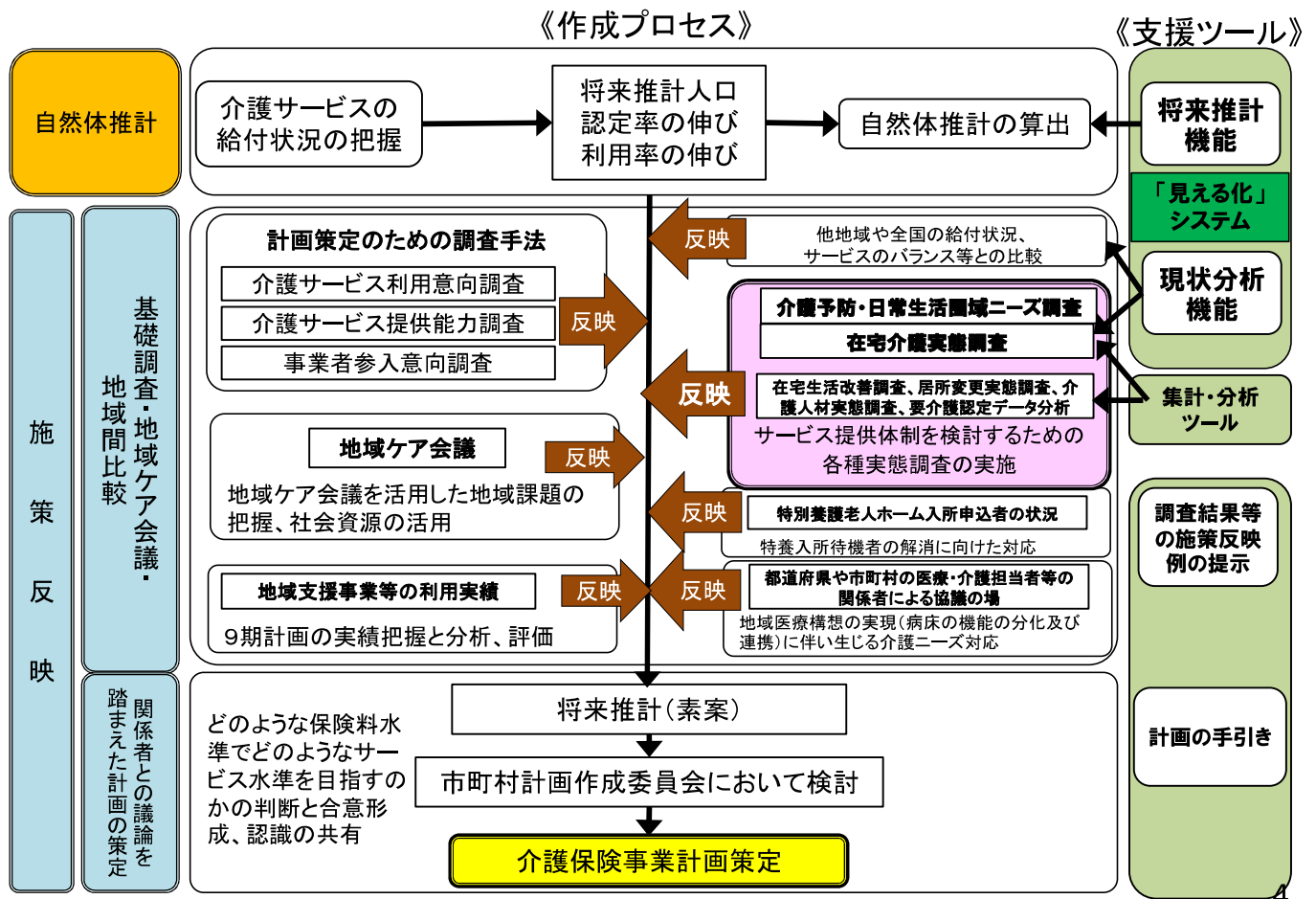
- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項
(一) 在宅医療・介護連携の推進 (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四) 地域ケア会議の推進
(五) 介護予防の推進 (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

第四 指針の見直し

別表

3

第10期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



4

(参考)介護保険法(平成9年法律第123号)の市町村介護保険事業計画における記載事項に係る規定

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 五 介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 六 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 七 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 八 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- 九 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第五項に規定する登録住宅(次条第三項第七号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第七号において同じ。)
- 十 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項

4～13 (略)

5

(都道府県介護保険事業支援計画)

第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

四 介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する事業に関する事項

五 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

六 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

七 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数

4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第2項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第2項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

5～11(略)

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○ 地域包括ケアシステムの深化

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

2

基本指針の全体構成について（基本的考え方）

社会保障審議会介護保険部会（第134回）

令和8年3月9日

資料1-1

見直し後の構成の考え方	
前文	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
基本理念・地域包括ケアの推進、共通して取り組むべき事項に関すること	
計画作成の基本的考え方、作成手順、計画の進捗管理に関すること	
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
計画作成等に係る手続に関すること	
基本的記載事項（必須記載事項）に関すること	
任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
計画作成等に係る手続に関すること	
基本的記載事項（必須記載事項）に関すること	
任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載	
第四 指針の見直し	
別表1 地域分析指標	
別表2 参酌標準	

現行の構成	
前文	
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	
二 中長期的な目標	
三 医療計画との整合性の確保	
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	
六 介護に取り組む家族等への支援の充実	
七 認知症施策の推進	
八 高齢者虐待防止対策の推進	
九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	
十 介護サービス情報の公表	
十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	
十二 効果的・効率的な介護給付の推進	
十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	
十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	
十五 保険者機能強化推進交付金等の活用	
十六 災害・感染症対策に係る体制整備	
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
第四 指針の見直し	
別表 参酌標準	

左記の考え方
に沿って
構成を整理

3